

私たちの手で 支えあいの地域をつくる

▷高齢者支援係（☎ 2 2 3 局 3 5 3 6）

高齢者の安全を地域の力で －見守り活動を進めよう－

一人暮らしの高齢者の孤立死は、全国的な問題となっていますが、芦屋町のある地域では、サロンに普段来ている人が顔を見せなかったのが、近所の人が様子を見に行ったら、異変に気づき事なきを得たということがあります。普段のちょっとした変化に気づいた「見守り」が命を守ることにつながったのです。

では、自分たちができる「見守り」とは何かを考えてみましょう。

「つながる→気づく→つなぐ」活動を行いましょう。

①つながる活動

声掛けをして顔の見える関係を作りましょう。

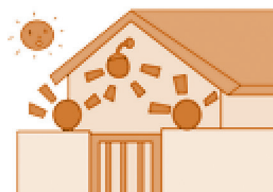
- 意識的に隣近所の人に挨拶や声掛けをしましょう。
- 回覧板などは、郵便受けに入れるのではなくて、手渡しをしましょう。
- サロンや地域の行事に参加したり、参加を呼びかけたりしましょう。



②気づく活動

「いつもとは感じが違うな」ということに気づきましょう。

- 郵便受けに郵便物や新聞がたまっている
- 電気やテレビがついたままになっている
- 雨戸が締まりっぱなしになっている
- 夜になっても洗濯物が干しっぱなしになっている
- 地域のサロンや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった
- 話がかみあわなくなった、同じ話を何回もするようになった
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている



③つなぐ活動

異変に気がついた時や相談を受けたときはつなぎましょう。

民生委員や役場福祉課に連絡してください。命に関わる緊急事態の際は、警察や救急に電話しましょう。

連絡・相談窓口
地域包括支援センター
（役場福祉課内）
☎ 2 2 3 局 3 5 8 1



「助けて」が言える関係をつくりましょう

挨拶をしても反応がなかったり、人づきあいを絶っている人は、一見すると孤独を好み、関係性を自ら閉ざしているように見えます。しかし、実は家族や大切な人を失って気持ちが沈んでいる、身体と心のバランスを一時的に欠いているなど、複雑な理由が絡みあって人と関わる意欲をなくしている場合があります。

周囲の人が適切に関わることで、「孤立」することを防ぎ、困っている人から「助けて」が言いやすい関係をつくりましょう。そして、何よりも困りごとや誰かに相談したいことがあるときは、一人で抱え込まず、身近な人や役場に相談しましょう。役場で解決できないときは、相談者が必要とする支援に繋げるため、関係機関とも連携します。安心して相談してください。

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康

芦屋町骨髄等移植ドナー 助成金の交付が始まります

骨髄などの移植とドナー登録の推進を行うため、骨髄と末梢血幹細胞の提供を行った人に対し、4月1日頃から骨髄等移植ドナー助成金の交付を開始します。

▽対象者 骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄などの提供を行った町民で、骨髄などの提供に係る同種同類の助成金などを受けていない人、ドナー休暇制度を設けている企業または団体に属さない人、町税などの滞納がない人、暴力団員と密接な関係がない人などの要件を満たす人

▽助成内容 骨髄などの提供のための通院、入院または面談の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とします

▽交付申請 ①芦屋町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書②骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類③骨髄などの提供に係る通院、入院または面談した日を証する書類などを骨髄などの提供が完了した日から1年以内に申請してください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223局3533）・ドナー登録に関する問い合わせ 日本骨髄バンク（☎へ03）5280局1789）

高齢者の肺炎球菌定期予防接種

法改正により、平成31年度（4月1日～2020年3月31日）からの5年間、引き続き5歳刻みでの年齢の人が定期接種の対象です。31年度は、左表の該当者が高齢者肺炎球菌定期予防接種を受けた際、費用の一部を公費で負担します。今までに一度も接種していない人は、この機会に接種しましょう。ただし、今までに肺炎球菌ワクチンの接種をしたことがある人は対象外です。

対象者	生年月日
65歳	昭和29年4月2日～30年4月1日
70歳	昭和24年4月2日～25年4月1日
75歳	昭和19年4月2日～20年4月1日
80歳	昭和14年4月2日～15年4月1日
85歳	昭和9年4月2日～10年4月1日
90歳	昭和4年4月2日～5年4月1日
95歳	大正13年4月2日～14年4月1日
100歳以上	大正9年4月1日以前

※接種の際にクリーム色のハガキ（対象者には3月末に送付しています）の持参が必須となりますので注意してください。

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障害者手帳1級相当）があり、医師が接種を必要と認めた人も対象となります。

▽費用 2500円（課税世帯）
※生活保護受給者と町民税非課税世帯（家族全員が非課税）は無料です。無料の人は、次の書類を接種前に医療機関へ提示してください。

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）、診療依頼書のいずれか

※無料対象者で書類を持っていない人は、接種を受ける前に必ず、身分証明書（運転免許証や保険証）を持って、健康づくり係で手続きをしてください。

※対象者と世帯が異なる（住民票が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理申請をする場合は委任状が必要です。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223局3533）

平成 31 年 4 月 1 日から

▷問い合わせ 学校教育係（２２３局３５４７）

芦屋町小中学校通学費補助制度と 芦屋町高校生等通学費補助制度が改正されます



	芦屋町小中学校通学費補助制度	芦屋町高校生等通学費補助制度
改正内容	補助対象の定期券の種類が増えました。 タウンバス・北九州市営バス・ＪＲなど、すべての公共交通機関が発行する定期券（ただし、１つの公共交通機関のみ）が対象となります。	①補助対象の定期券の種類が増えました。 タウンバス・北九州市営バス・ＪＲなど、すべての公共交通機関が発行する定期券（ただし、１つの公共交通機関のみ）が対象となります。 ②定期券を購入しない場合や公共交通機関を利用しない場合は、年額 2 万円を補助します。
内容	芦屋町に住んでいる小中学生が公共交通機関（バス・ＪＲなど）を利用する通学費用に対して補助金を交付する制度です。	芦屋町に住んでいる高校生などの通学費用に対して補助金を交付する制度です。
補助内容	定期券購入額の 2 分の 1 を補助 ※ただし、補助金の交付申請ができる定期券は 1 枚のみです。複数枚の定期券を購入していても、2 枚目以降は対象になりません。また、1 枚の定期券で複数の公共交通機関を兼ねる場合は、1 つの公共交通機関のみ対象となります。	①定期券購入額の 2 分の 1 を補助 ※ただし、補助金の交付申請ができる定期券は 1 枚のみです。複数枚の定期券を購入していても、2 枚目以降は対象になりません。また、1 枚の定期券で複数の公共交通機関を兼ねる場合は、1 つの公共交通機関のみ対象となります。 ②定期券を購入しない場合や、公共交通機関を利用しない場合は、年額 2 万円を補助します。 ※年度に 1 度でも、①（定期券の半額補助）の申請をした場合は、②（年額 2 万円）の補助は受けられません。年度当初に、どちらの補助を受けるのか、しっかり検討してください。
対象	●芦屋町内の学校に所属し、学校長の許可を得て、バスによって通学する児童生徒の保護者。 ●芦屋町外の学校に所属し、公共交通機関（バス・ＪＲなど）によって通学する児童生徒の保護者。	●高校生など（原則として 18 歳になる年度末）の保護者（高等専門学校に通学している人は 3 年生までが対象です）。 ※特別な理由により高校などの卒業が 18 歳を過ぎた場合は対象期間を延長します（詳細は、問い合わせください）。
申請方法（提出書類）	①芦屋町小中学校通学費補助金交付申請書と芦屋町小中学校通学費補助金申請者調書 ※芦屋町ホームページにてダウンロードできます。または、教育委員会 学校教育課にあります。 ②使用期限が確認できる定期券（ＩＣカードの定期券のみ写し可） ③補助金の振り込みをする通帳の写し（振込口座確認のため） ④児童・生徒手帳等在学を証明する物（写し可） ⑤印鑑（認印可）	①芦屋町高校生等通学費補助金交付申請書と芦屋町高校生等通学費補助金申請者調書 ※芦屋町ホームページにてダウンロードできます。または、教育委員会 学校教育課にあります。 ②使用期限が確認できる定期券（ＩＣカードの定期券のみ写し可） ※年額 2 万円補助の申請時は不要。 ③補助金の振り込みをする通帳の写し（振込口座確認のため） ④生徒手帳等在学を証明する物（写し可） ※年額 2 万円を希望する場合は「在学証明書」（生徒手帳コピー不可） ⑤印鑑（認印可）
申請期間	定期券の使用期限終了日から 3 カ月以内 ※ 2 月・3 月期限の定期券のみ、4 月末日までになります。	①定期券の使用期限終了日から 3 カ月以内 ※ 2 月・3 月期限の定期券のみ、4 月末日までになります。 ②年額 2 万円の補助申請をする場合は、申請年度の 1 月 4 日から 2 月末日までの 2 カ月間 【例】2019 年度の場合⇒2020 年 1 月 6 日（月）～2 月 28 日（金）
交付方法	年 4 回（8 月、11 月、2 月、翌年度 5 月）、口座振込による交付	①年 4 回（8 月、11 月、2 月、翌年度 5 月）、口座振込による交付 ②年額 2 万円の補助申請をする場合は、年 1 回（翌年度 4 月）
条件	①生活保護やそのほかの通学補助を受けていないこと ③世帯全員が暴力団員、または暴力団関係者でないこと	②世帯全員に町税などの滞納がないこと
その他	定期券の使用期限が終了する度に毎回申請が必要です。 ※小中学校は、高校生などの制度と異なり、定期券を購入しない場合の年額 2 万円補助制度はありません。	定期券の使用期限が終了する度に毎回申請が必要です。 ※年額 2 万円を希望する場合は、毎年度申請が必要です。

子育て

ハロー！Baby教室に参加してみませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしましょう。

▽とき 4月14日(日)・午前9時15分～午後0時30分(受付9時から)

▽ところ 中央公民館和室

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、お風呂の入れ方(実習)、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 4月10日(金)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

芦屋中央幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します

4月から、芦屋中央幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します。認定こども園とは教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つてい

る施設です。

ほかの保育所・幼稚園と同様、芦屋町と芦屋中央幼稚園は連携して、より良い保育・教育の提供に今後も努めてまいります。

【幼稚園として利用する場合】

直接、園に申し込んでください。

【保育所として利用する場合】

子育て支援係に申し込んでください。なお、保育を必要とする理由書(父母ともに就労中、親族の介護、病氣療養中、出産予定など)と申込書を提出することになります。

▽保育時間 午前7時30分～午後6時30分

▽保育料 町が設定する保育料と園が設定する実費徴収料を合わせて園に支払うことになります。

▽問い合わせ 子育て支援係(☎223局3537)

相談・募集

人権生活相談所をご利用ください

毎月2回の定例相談のほかに、随時相談を受けています。

◎4月4日(金) 土肥孝明相談員

◎4月18日(金) 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

▽相談内容 人権に関することや

生活・就職・進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

◎土肥相談員(高浜町21番18号 ☎222局0044)

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223局3203)

町の臨時職員募集

【歴史民俗資料館 事務補助員】

▽募集人数 1人

▽勤務地 歴史民俗資料館

▽業務内容 受付業務(来館者入館料徴収・応対など窓口業務)、歴史民俗資料館事業の事務などの補助(特別展準備・運営補助、学芸員・文化財保護事務員の事務補助など)

▽勤務時間 午前8時30分～午後5時(休憩60分)

▽勤務形態 週3日勤務

※土日祝日勤務あり

▽賃金 月額 6375円

▽保険 雇用保険

▽勤務開始 4月中

▽募集人数 1人

▽勤務地 芦屋町内

▽業務内容 草刈り、道路・側溝清掃、その他道路維持管理に関する業務

【土木係美化作業員】

▽勤務時間 午前8時30分～午後5時(休憩60分)

▽勤務形態 平日の週5日勤務

※土日祝日休み

▽採用条件 要普通自動車免許

▽賃金 月額 7050円

▽保険 社会保険・雇用保険

▽勤務開始日 4月22日(日)

町内の緑化活動団体を募集

▽勤務時間 午前8時30分～午後5時(休憩60分)

▽勤務形態 平日の週5日勤務

※土日祝日休み

▽採用条件 要普通自動車免許

▽賃金 月額 7050円

▽保険 社会保険・雇用保険

▽勤務開始日 4月22日(日)

【共通項目】

▽申し込み 4月12日(金)までに人事係(☎223局3574)へ

※申込書は人事係にあります。町のホームページからダウンロードできます。

芦屋町緑化推進協議会は、緑の募金を原資とした緑豊かな環境づくりを行う緑化活動への助成金事業を行っています。

▽対象事業 自治区や学校、公園などの公共スペースの緑化事業(植樹など)

▽実施主体 自治区や学校、緑化活動団体など

▽申請期間 4月1日(月)～5月31日(金)

※申請用紙は環境・公園係にあります。

▽申請・問い合わせ 環境・公園係(☎223局3538)

募集

県営住宅の入居者募集

▽募集期間 4月8日(月)～19日(金)

※募集案内は4月8日から、住宅係窓口で配布します。詳しくは、募集案内をご覧ください。

▽募集する住宅 県内に所在する県営住宅(募集案内に記載)

【県営住宅常時募集】

福岡県では、平成31年4月から県営住宅の空き家の一部を先着順で入居者を決定する「常時募集」を開始します。詳細は、県住宅供給公社に問い合わせください。

▽問い合わせ 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部(☎092)781局8029)

資源物回収活動団体を募集

町では、資源物の集団回収を継続的に実施する営利を目的としない団体に奨励金を交付しています。町内で資源物の集団回収を行っている団体はぜひ活用してください。

※奨励金の交付には団体登録が必要です。

●奨励金の対象品目 新聞紙、雑誌(雑紙含む)、ダンボールなどの

紙類(牛乳パックなども可)、布類、古鉄、アルミ製品などの鉄類、あき缶、ビン、家庭用食用油

※キログラム、リットルで表示できるものに限り(ビンは本数)。

●団体登録受付期限 2019年4月26日(金)・午後5時15分まで

※登録書類は環境住宅課にあります。

▽問い合わせ 環境・公園係(☎223局3538)

遠賀川環境保全活動団体 支援助成事業

遠賀川流域(支流を含む)で、河川の水質の改善などを目的とした環境保全活動を行う住民団体に對して、その活動費を助成します。

▽対象 支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、または今後行おうとする会員数5人以上の団体

▽対象内容 除草や清掃活動、水質・生物調査、普及啓発活動など(ほかからの助成を受けている活動は除く)

▽対象活動期間 6月～2020年1月

▽助成内容 1団体あたり上限10万円

▽申し込み期間 4月1日(月)～4月26日(金)

▽問い合わせ 北九州市上下水道局水質試験所(☎641局59570)

おしらせ

魚見地区用途地域変更の 公聴会と原案の縦覧



町では、山鹿魚見地区に芦屋釜製作工房が建築できるようにするため、用途地域の一部変更や当該地区の地区計画の変更を予定しています。このため、住民の皆さんや利害を有する人(土地の所有者など)から、意見を求めるため、公聴会の開催と原案の縦覧を行います。公聴会で意見を述べたい人は、事前に公述の申出書を提出していただく必要があります。なお、公述の申し出がない場合、公聴会は中止になります。

●公聴会

▽とき 5月10日(金)・午後2時から

▽ところ 役場4階41会議室

▽公述の申出期間 4月5日(金)～18日(金)・午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

▽提出先 企画係(☎223局3570)

●縦覧・意見書提出

▽縦覧期間 4月5日(金)～18日(金)・午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

▽意見書提出期間 4月19日(金)～25日(金)・午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

▽縦覧場所・提出先 企画係(☎223局3570)

4月8日(月)～5月20日(月) 春の交通安全運動

一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付け、交通事故防止を徹底するため、県下一斉に交通安全運動が行われます。

【重点項目】 ●子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ●自転車の安全利用の推進 ●飲酒運転の撲滅

【自転車も車両です】



▽問い合わせ 地域振興・交通係(☎223局3539)

■ 税務課からのお知らせ

▷問い合わせ 課税係 (☎223局3534)

◆平成 31 (2019) 年度の固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送します

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送する予定です。固定資産税は、年4回の納付となります。

▷納付書による納期限日

第一期〔5月〕	5月31日(金)
第二期〔7月〕	7月31日(金)
第三期〔12月〕	12月25日(金)
第四期〔2月〕	2020年 3月 2日(月)

▷口座振替による納付日

各納付月の25日(土日祝日の場合は、翌銀行営業日)です。口座の残高に注意してください。

◆固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月1日(月)～5月31日(金)(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課課税係

▷持ってくるもの ①印かん、②納税通知書または課税資産明細書、③本人を証明できるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)

【縦覧】

▷確認できること 土地＝所在・地番・地目・地積・価格。家屋＝所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者(※)、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人

※納税者とは 町内にある土地と家屋の固定資産税の納税者。免税点未満と非課税のみの土地と家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(固定資産課税台帳の写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円



◆課税資産明細書もご利用ください

固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できるようになっています。

※平成28年度より、町内に固定資産を所有していても、固定資産が課税されない人(免税点未満)には、課税資産明細書・納税通知書は送付しません。

◆こんなとき、土地・家屋の変更連絡を

平成30年中に、土地や家屋に次のような変更があった場合は、税務課へ知らせてください。

【土地】 ①住宅用家屋の敷地を広げるために、隣接する土地を買い足したり、造成などを行ったりしたとき。②土地の地目(田・畑・山林・宅地など)が変わり、登記が済んでいないとき

【家屋】 物置・車庫などを含む家屋の取り壊しや新築・増築を行い、登記が済んでいないとき

【その他】 家屋や土地の所有者が変わり、登記が済んでいないとき

◆生活保護受給者で固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。税務課窓口で減免申請書を準備していますので、申請期限の5月31日(金)までに、必ず手続きを行ってください。

※申請は、期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。

◆年金所得者で確定申告不要制度により所得税の申告をしなかった皆さんへ

所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。住民税の申告をしないと前年度より住民税額が高くなる可能性があります。

- ①公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金以外の収入(給与・賞与・パート収入、個人年金、原稿料、生命保険の満期返戻金など)がある場合

公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある場合は、税務課で住民税(町・県民税)の申告を行ってください。

おしらせ

協会けんぽ福岡支部の健康保険料率決定のお知らせ

平成31年度の保険料率は次のとおりに決定しました。

種類	保険料率
健康保険料率	10・24%
介護保険料率	1・73%

※保険料率の改定時期は、3月賦課分（4月納付分）からです。

▽問い合わせ 全国健康保険協会
福岡支部（☎へ092）283局7621）

ゴールデンウィークの尿の臨時収集

連休中に便槽がいっぱいになる可能性がある場合は、連休前に臨時収集を行うことができます。収集業者に直接、連絡してください。

【臨時収集申込期限】 4月22日（日）

【収集業者連絡先】 芦屋地区Ⅱ（㈲）環整（☎223局0402）、山鹿地区Ⅱ（㈲）太洋社（☎293局3331）

総合体育館使用料一部改定

総合体育館の改修工事により、メインアリーナとサブアリーナに新し

く冷暖房装置を設置しました。7月から9月は常時冷房を運転するため、7月から9月のメインアリーナとサブアリーナの使用料を改定します。また、10月から6月に冷暖房を使用する場合は別途使用料が必要です。詳しくは総合体育館事務室へ問い合わせてください。

町内者利用料金（平成31年4月から） ※1時間あたりの使用料				
サブアリーナ		メインアリーナ		期 間
7月 ～ 9月	10月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 6月	
690円	500円	1,380円	1,000円	全 面 (体育・スポーツ時)
1,380円	1,000円	2,070円	1,500円	全 面 (体育・スポーツ以外)
		690円	500円	半面
280円	200円	280円	200円	部分

▽問い合わせ 総合体育館事務室
（☎222局0181）

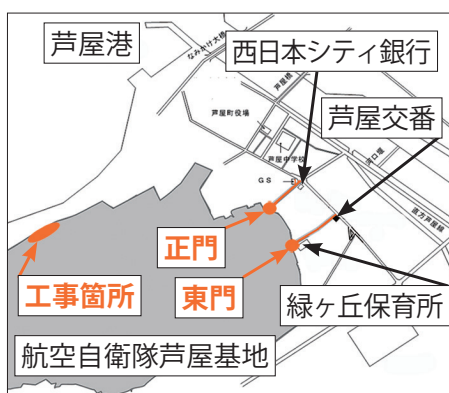
芦屋基地防潮柵新設工事

航空自衛隊芦屋基地の海側滑走路延長上に防潮柵（高さ8m、延長410m）を設置する工事を行います。

工事期間中は基地正門、東門付近を建設車両が通行します。住宅地内は安全に十分配慮し通行しま

す。ご理解とご協力をお願いします。
▽工事期間 平成31年4月以降の工事着手
※工事終了は12月下旬を予定しています。

▽作業時間 原則として午前8時～午後5時としています。
※日曜日は原則作業を行いません。



▽問い合わせ 九州防衛局調達部
土木課（☎へ092）483局8827）

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 4月8日（日）・9日（火）の日没から午後9時ごろまでの間（予備日4月10日（水）・11日（木））

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

毎週月・火曜日の日没から午後9時ごろまで行います。
▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室（☎223局0981内線254）

芦屋釜の里イベント情報

▽問い合わせ 芦屋釜の里（☎223局5881）
※月曜日は休園です。

■春季企画展

復興芦屋釜の美し館蔵名品選、芦屋釜の復興に取り組む中で、さまざまな茶の湯釜が生み出されています。今回は、それらの中から代表的な作品を選び展示します。

▽とき 4月23日（火）～6月2日（日）
午前9時～午後5時（入園は午後4時40分まで）

▽ところ 芦屋釜の里資料室
■開園記念茶会

春うららかな5月に、毎年恒例の開園記念茶会を行います。だれでも楽しめる茶会です。気軽に参加してください。

▽とき・内容 5月3日（金）煎茶（小笠原流）、4日（土）薄茶（表千家）、5日（日）薄茶（裏千家）・午前9時～午後3時受け付け

▽ところ 芦屋釜の里大茶室
▽料金 中学生以上400円、小学生

250円、未就学児200円（入園料とお茶代）

歴史探訪バスツアー

〜城めぐり黒崎城・秋月城をめぐる〜

▽とき 4月28日（日）・午前7時45分
分役場玄関前集合

▽見学先 芦屋岡湊神社周辺、黒崎城、甘木・秋月（朝倉市）ほか
▽対象 町内に住んでいるか勤務している人

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 20人

※応募多数の場合は抽せん

▽参加費 2000円（事前研修代含む）

▽事前研修 4月20日（土）・午前10時〜11時（事前研修参加は必須）
▽申し込み 4月4日（土）〜11日（木）
午前9時〜午後5時に芦屋歴史の里（☎2222局2555）へ

※月曜日は休館です。

4月の行事表（3月15日発行）のお詫びと訂正

広報あしやに折り込んだ4月の行事表に誤解を招く表示がありましたのでお詫びして訂正いたします。

▽対象地区 田屋・正津ヶ浜・柏原・丸の内・はまゆう

▽内容 燃えないごみの収集 4日（木）

芦屋歴史紀行

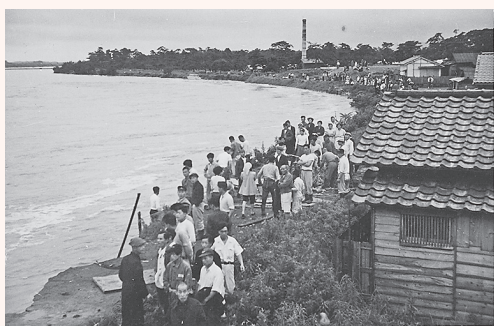
その二百八十四

8年目の3・11

天災は忘れたころにやってくる

水辺の集落は、古来より船を介して、日々の営みを送ってきました。船は大量の物資を積み込み、遠方との交易・移動を可能にしています。近現代の鉄道・自動車の時代が始まるまで、船はまさに流通の中心でした。また、農地への灌漑は大いなる恵みをもたらしました。

このように、人々にとっては恵みの海であり川であったのですが、時として海や川は牙をむくときがあります。水辺の町、芦屋も例外ではなく幾度となく、洪水に見舞われていました。大水・洪水と記録された事象を洗い出し



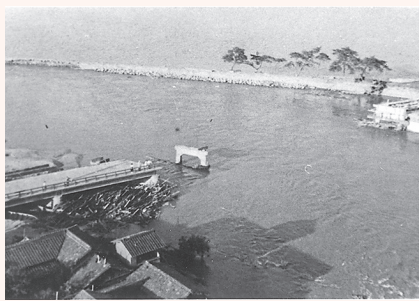
△昭和28年水害_えぐられる西川の堤防

てみると、黒田家の記録が残る慶長5（1600）年から約400年間の間に7回。平均すると60年に1回、大洪水に襲われています。遠賀川の治水について、黒田長政も重視していたようで、大規模な河川改修を命じています。現在、中間市から下流には中洲がありませんが、江戸時代には現在の水巻町の杣と遠賀町の広渡は地続きで、かなり広い中洲があったため、中央を掘削し、遠賀川の蛇行をまっすぐに改めさせ、洞海湾への水路掘削（現在の堀川）を計画しました。巨額な資金を必要とする治水計画だったはずですが、それでも実行しなければならなかった土木工事でした。いかに遠賀川が暴れ川だったかが伺われます。

3月21日まで開催していた「8年目の3・11〜大津波から甦る財たち〜」展で対象となっていた岩手県陸前高田市の文化財。東日本大震災で津波の被害を受けた三陸沖は古来より幾度となく地震津波に被災してきました。有名な貞観の地震（869年）以来、15回以上の地震や津波の被害が記録されています。惨劇は石碑・伝承・文書などで後世に伝えられてきました。しかし、東日本大震災に関わりがない個人の記憶は年ごとに薄れていきます。また、芦



△昭和28年水害_遠賀駅前



△昭和28年水害_空から見た祇園橋の一部

屋町でも甚大な被害が出た昭和28（1953）年の西日本大水害も語り継ぐ人は少なくなりつつあります。

天災は繰り返し繰り返し確実に襲ってきます。町が作成したハザードマップは天災に対抗する有効な武器です。日頃より危険箇所・避難先・緊急持ち出し品の確認をしておくこと。家族で話し合い、次世代に緊迫感を持って伝えていくことが必要です。

（芦屋歴史の里）